

## 東海市危険物安全協会慶弔内規

(目的)

第1条 この内規は、会員の相互の友愛精神のもと悲喜を共にするため祝福金、慶弔金、慰労金について定めるものとする。

(祝福金)

第2条 会員が叙勲等を受賞したとき、又はこれと同等であると本役員会（以下「役員会」という。）が認めたときは、役員会の議決を得て金品等を贈ることができる。

(慶弔金)

第3条 会員事業所の代表者、又は本会役員（以下「役員」という。）が死亡した場合は、生花一對、又はこの代価を香典として贈ることができる。

(慰労金)

第4条 役員又は会員が資格を喪失したときは、次の各号に掲げる基準により、慰労金又は当該金額に相当する物品を贈ることができる。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 役員の期間が6年以上     | 10,000 円 |
| (2) 役員の期間が4年以上6年未満 | 5,000 円  |
| (3) 会員の期間が10年以上    | 3,000 円  |

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、役員会が必要と認め議決したときは、これを執行することができる。

附 則

この内規は、昭和62年3月31日から施行する。